

熊本県農業再生協議会

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業 業務方法書

令和7年8月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、熊本県農業再生協議会（以下「協議会」という。）が行う持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業実施要領（令和7年8月13日付け7農産第2323号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施する米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

- 第2条 協議会は、熊本県と連携し、主食用米（酒造好適米を含む。以下同じ。）を対象として、斑点米カメムシ類からの被害防止に向けた対策として、地域において通常行われている防除作業を行ってもなお、斑点米カメムシ類の発生抑制が見られない地域において追加的な防除を行うことにより、その被害防止を図ることを目的とする取組を臨時・特例的に支援する。
- 2 協議会は、交付等要綱、実施要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び適正化法に基づく命令等の法令を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、実施要領第1の3に定める者（以下「事業実施主体」という。）に対し、本事業に係る補助金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

(事業実施計画の作成等及び事業の着手)

- 第3条 事業実施主体は、実施要領別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、協議会が別に定める日までに協議会の長（以下「協議会長」という。）に提出するものとする。
- 2 実施要領別記様式第1号別添4の（3）その他都道府県等が必要と認める資料については、別記1のとおりとする。
- 3 協議会長は、第1項の事業実施計画書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、実施要領別記様式第2号の都道府県等事業実施計画を作成のうえ、実施要領第2の1の（1）の規定に基づき作成した交付申請書に添えて、九州農政局長に提出するものとする。
- 4 協議会長は、実施要領第2の2の規定による交付決定を受けた後に、速やかに事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。
- 5 事業実施主体は、交付決定後に補助事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が地域における主食用米の生産量及び品質の安定化に必要な場合については、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。
- 6 事業実施主体は、事業実施計画の内容の変更が、実施要領第2の1の（2）に該当する場合

にあつては、重要な変更として、別記様式第1号により協議会に事業実施計画の変更協議を行うものとする。

- 7 協議会長は、第5項の変更協議を踏まえ、九州農政局長に都道府県等事業実施計画の変更協議を行うものとする。

(指導監督)

第4条 協議会長は、本事業の取組が着実に図られるよう、熊本県、熊本県内市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

(返還等)

第5条 協議会長は、実施要領第2の3の(2)イの規定に基づき、事業実施主体が本事業の取組を着実に図っていないと判断される場合であつて、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、事業実施主体に対し既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

- 2 協議会長は、本事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助相当額を国に返還しなければならない。

(事業の評価)

第6条 事業実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、原則として、実施要領別記様式第3号により作成し、協議会長に提出するものとする。

- 2 実施要領別記様式第3号の2(3)その他都道府県等が必要と認める資料については、別記2のとおりとする。
- 3 協議会長は、第1項の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標が達成されていないと判断したときは、当該事業実施主体に対して実施要領別記様式第4号により改善計画を提出させるなど、適切な改善装置を講じるものとする。
- 4 協議会長は、第3項に定める点検評価の結果について、実施要領別記様式第5号により目標年度の翌年度の7月末日までに九州農政局長に報告するものとし、第2項に基づき改善措置を講じた場合には、実施要領別記様式第6号により、改善措置内容についても併せて報告するものとする。
- 5 実施要領第3の6に基づき、九州農政局長は、必要に応じて協議会長に提示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。
- 6 実施要領第3の7に基づき、九州農政局長は、次のいずれかに該当する場合にあつては、協議会長から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(事業終了後の留意事項)

第7条 事業実施主体は、本事業終了後、残渣のすきこみや畦畔の草刈り等の管理を適切に行うことによって、次年産における斑点枚カメムシ類の発生防止に努めること。

- 2 事業実施主体は、本事業において作成した書類等一式を証拠書類として整備し、本事業の完

了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第3章 補助金の管理

(補助金の管理)

第7条 協議会は、本事業の実施にあたっては、他の経理と区分管理し、協議会が定めた「斑点米カメムシ類臨時特例対策事業勘定」から行う。

2 協議会は、前項の補助金を熊本市農業協同組合普通預金により管理する。

3 協議会は、本事業の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(支払)

第8条 事業実施主体は、補助金の交付のため、業務方法書様式第1号により、補助金の振込先の口座情報を協議会に提出するものとする。

2 協議会は、前項の口座に補助金を振り込むことで、補助金の支払を行うものとする。

第4章 雑則

(その他)

第9条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、令和7年8月22日から施行し、令和7年8月7日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

別記1 実施要領別記第1号（事業実施計画書）別添4の

（3）その他都道府県等が必要と認める資料

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 交付対象面積のほ場一覧表（主食用米の区分が記載されたもの）② 交付対象面積の範囲がわかる地図③ その他、必要と認める資料 |
|--|

別記2 実施要領別記第3号（評価報告書）2の

（3）その他都道府県等が必要と認める資料

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防除対象ほ場一覧表② 防除対象範囲がわかる地図③ 防除対象ほ場における、2回防除後のカメムシの密度調査結果（業務方法書様式第2号）④ 事業の実施を確認できる書類<ul style="list-style-type: none">・ 共同防除への委託契約書・委託申請書等・ 農薬の購入記録（領収書等）・在庫管理表・ その他、事業の実施を確認できる書類⑤ その他、必要と認める資料 |
|--|

年 月 日

熊本県農業再生協議会 会長 宮本隆幸 様

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業
に係る振込口座について

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

支援金の振込口座

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|-------------------------------------|---|-------------|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金融機関 (ゆうちょ銀行以外) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関コード (数字 4 桁) | | | | 金融機関名 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金 | | | | | | | | | | | |
| 支店コード (数字 3 桁) | | | | 支店名 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金種別 (該当のものにレ印を付けてください) | | | | | | | 口座番号 (7 桁に満たない場合は、右づめで記入) | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | | | | | | | | |
| カナ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ゆうちょ銀行 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記号 (6 桁目がある場合は※部分に記入) | | | | | | 番号 (右づめで記入) | | | | | | | | | |
| | | | | | ※ | | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| カナ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 漢字 | | | | | | | | | | | | | | | |

年 月 日

令和7年度 斑点米カメムシ類調査野帳
(2回防除後のカメムシの密度調査結果)

| | |
|----------|---------|
| (事業実施主体) | (調査担当者) |
| 所在地 | 所属名 |
| 事業実施主体名 | 職名 |
| 代表者名 | 氏名 |

| ほ場地番 | 調査日 | 斑点米カメムシ類 の確認状況 (匹/筆) ※1 | 備考 |
|---------------------------------|-----------|--------------------------------|----|
| (記載例) 水前寺 123-1、123-2…、201-3 | R7. 9. 10 | 2 | |
| | | | |

※1 カメムシ類の確認は、当該ほ場のうち、1割以上のほ場(20ha(概ね100~200筆の場合、10~20筆))で行い、調査ほ場全体の合計頭数をほ場数で除した数を記入。

【写真等】※2

※2 写真は斑点米カメムシの写ったものを最低1枚添付。ただし、調査担当者は調査のために撮影した写真データを保管しておくこと。